

主なコメントの概要とそれらに対する対応案

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。

「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。

また、以下の「コメントの概要」には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
実務対応報告公開草案第 16 号「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」		
Q1 新株予約権の会計処理をどのように行なうか？		
発行者側 - 失効時 (Q1 1 (3))	<p>新株予約権が行使されずに当該新株予約権が失効した場合の当該失効に対応する額の取扱いについては、<u>ストック・オプションの会計処理と整合性をとり、失効確定時に利益認識を行うことを原則とし、特別利益に計上することに例外が認められるかのような記載とはしないことが適当と考える。</u></p> <p>(理由)</p> <p>本公開草案の記載では、新株予約権の失効に伴う利益計上について、その時期を失効時と定め、計上区分を原則として特別利益とすることと定めている。</p> <p>一方、企業会計基準公開草案第 11 号「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」第 10 項では、「原則として、当該失効が確定した期に行う」ものとして利益認識の時期を原則として失効が確定した時と定め、企業会計基準適用指針公開草案第 14 号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針(案)」第 21 項では、計上区分を特別利益と定めている。</p> <p>このように、本公開草案とストック・オプション会計に関する公開草案の取扱いには差があるが、両者における新株予約権の処理を異なったものとする積極的な理由はないと考えられるので、両者の整合を図るべきである。</p>	<p>【文章表現】</p> <p>コメントのとおりであるので、ストック・オプション等の会計処理との整合性を考慮した表現に修正する方向で検討したい。</p>

審議資料(6) - 1

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
	<p>米国基準、国際会計基準では、新株予約権は計上時に資本剰余金に計上され、失効した場合でも利益に振替えることはない。但し、当基準によれば新株予約権発行時は純資産の部に計上されるものの、新株予約権の行使時には資本金・資本準備金に振替えられ、失効時は利益に計上されるなど、会計基準差異となることから、見直し願いたい。この点については、当会による純資産の部に関する公開草案でもコメントさせて頂いている通り、従来同様、新株予約権が負債に計上されていた場合は失効により債務性がなくなるという点で特別利益に計上することは整合するが、<u>純資産の部に計上するとした場合、特別利益に計上する積極的な根拠が乏しいのではないかと考えられる</u>という主張によるものです。</p>	<p>失効に伴う利益計上の考え方については、ストック・オプション等会計基準における説明のとおりであり、公開草案のとおりとしたい。</p>
<p>取得者側 - 取得時(Q1 2 (1))</p>	<p><u>新株予約権の取得の対価として、金銭以外の資産を提供する場合も、新株予約権の取得価額は時価で測定されると思われる。この場合、当該新株予約権の時価と、拋出対象の「金銭以外の資産」の簿価に差があるとき、当該差額は当期の損益として認識するのか、その処理科目とあわせて、考え方を示してもらいたい。</u></p>	<p>新株予約権の取得の対価が金銭以外の財産の場合、当該新株予約権は金融商品実務指針に基づき時価で測定され、その差額は差額が生じた期において取得の対価となる財の種類等に応じた表示区分の損益に計上されるべきものと考えられる。</p> <p>なお、本実務対応報告では、全体のバランスを考慮し、取り扱わないこととしたい。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
<p>取得者側 - 譲渡時(Q1 2 (2))</p>	<p><u>譲渡した新株予約権の受取対価が当該発行会社の株式である場合においても、受取対価が当該発行会社の株式以外である場合と同様に、譲渡した新株予約権の帳簿価額と時価(譲渡した新株予約権の時価よりも受取対価の時価の方がより高い信頼性をもって測定可能な場合には、受取対価の時価)との差額を損益に計上すべきである。</u></p> <p>(理由)</p> <p>新株予約権の権利行使時に帳簿価額で株式に振り替えるのは、新株予約権の取得から権利行使までを、新株予約権の募集事項に基づく一連の投資行動として捉えた結果である。しかしながら、<u>新株予約権を発行会社に譲渡しその対価として株式を受け取った場合は、行使に伴う払込金額がゼロのため新株予約権の募集事項に基づく権利行使には該当せず、あくまでも新株予約権の譲渡とその対価としての発行会社株式の取得と考えられる。</u>したがって、<u>新株予約権への投資は時価でいったん精算されたものと捉え、この時点において時価との差額を損益として認識すべきである。</u></p> <p>なお、本取引により当該新株予約権の発行者側においては自己新株予約権を取得することとなるが、これについてQ2では、自己新株予約権の取得を、新株予約権者との損益取引と捉えている。発行会社において資本取引と認識されないものについて、<u>新株予約権者において新株予約権の行使(行使に伴う払込金額はゼロ)とみなすことは、整合性を欠くものと考えられる。</u>このQ2における発行者側の処理との整合性を確保するためには、本コメントにおける処理になるものと考えられる。</p>	<p>新株予約権に取得条項が付され(会社法第236条第1項第7号)、当該取得条項にもとづき、発行会社に新株予約権が譲渡された場合には、新株予約権者の権利行使というよりは、発行会社による権利行使という側面が強いため、コメントのとおり、新株予約権譲渡に際しての受取対価の種類に関わらず、その差額を損益に計上する方向で検討したい。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
<p>取得時の会計処理 (Q1 1(1)、2(1))</p>	<p>発行者・取得者における当初認識の「時価」を、金融商品会計実務指針上の時価としているが、ここに言う時価とは「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」に照らすと、「公正な評価単価(公開企業)」による評価が該当することになると思われる。しかし、同会計基準(案)では、未公開企業について「単位当たりの本源的価値」の使用も規定している。</p> <p>本実務対応報告においても、未公開企業が新株予約権を発行した場合の、その発行者・取得者の当初認識「時価」の概念として「単位当たりの本源的価値」の考え方を追加してはどうか。例えば、未公開企業が発行する新株予約権としては、未公開企業が、コンサルタント企業に対し、サービスの対価として「新株予約権」を提供すること等も想定される。このような場合の、発行者・取得者の認識価額の考え方と併せて追加説明願いたい。</p>	<p>本公開草案では、ストック・オプション等会計基準の適用範囲に含まれる取引を適用対象外としており、同会計基準では「自社株式オプション」を財貨・サービス取得の対価として付与する取引を適用範囲としているので、コメント中の例示は、ストック・オプション等会計基準の適用範囲に含まれるものと考えられる。</p> <p>また、公開草案の内容は、単位当たりの本源的価値の使用を妨げるものとはなっていないので、公開草案のとおりとしたい。</p>
<p>時価以下発行</p>	<p>時価発行については記載されているが、時価以下で発行される有利発行の場合の処理についても明示願いたい。(時価との差額を損益認識するのか)</p>	<p>有利発行をした場合の会計処理については、金融商品実務指針やストック・オプション等会計基準との整合性の観点から、損益を認識することになると考えられる。</p> <p>なお、本実務対応報告では、全体のバランスを考慮し、取り扱わないこととしたい。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
Q2 自己新株予約権の会計処理をどのように行なうか？		
保有時	<p>「Q2 自己新株予約権の会計処理をどのように行なうか？」の回答中、「1.取得時の会計処理」において、「自己新株予約権を取得したときの取得価額は、取得した新株予約権の時価（略）に取得時における付随費用を加算して算定する。」とありますが、<u>保有している間は時価評価をしないものと理解しております。ついては、その旨を実務上の取扱いに明記していただきたくお願い申し上げます。</u></p>	<p>【文章表現】 考え方はコメントのとおりであり、保有時は原則として時価評価しないことが明らかとなる表現に修正する方向で検討したい。</p>
時価の著しい下落への対応	<p><u>自己新株予約権を対応する新株予約権の帳簿価額を超える価額で取得した場合以外であっても、当該自己新株予約権の時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価により帳簿価額を付け替え、当該差額を当期の損失として処理することが適当である。</u></p> <p>(理由)</p> <p>Q2では、<u>自己新株予約権の保有時の会計処理として、その資産性を認めた上で、表示上の問題として相殺表示が実態に即しているとされている。そのように考えると、自己新株予約権の時価の下落による損失処理が必要であるか否かの判断は、資産評価の妥当性の問題として捉えるべきものであり、新株予約権の帳簿価額との関連性はないと考える。</u>すなわち、当該資産の時価が著しく下落したか否か及び回復する見込みがあると認められるか否かの2点によって判断すべきもので、自己新株予約権の取得価額が新株予約権の帳簿価額を超えるか否かによっては影響を受けない。</p> <p>例えば、対応する新株予約権の帳簿価額が100であるとき、取得後に時価が40まで下落し、回復する見込みがあると認められない自己新株予約権について、取得価額が101である場合には61を当期の損失として処理する必要があり、取得価額が100である場合には60を当期の損失として処理する必要はないとするのは、後者の場合であっても前者と同様に、その後売却された時点で自己新株予約権処分差額が生じる可能性が高いことを考慮すると、合理的ではないと考える。</p> <p>減損対象を「対応する新株予約権の帳簿価額を超える価額で取得した自己新株予約権」に限定している理由について、追加説明願いたい。</p>	<p>自己新株予約権について、処分されないものと認められる場合の処理との整合性の観点から、損失として処理する額を、対応する新株予約権の帳簿価額を超える額とする方向で検討したい。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
親会社の発行する新株予約権の子会社による取得	「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」では、 <u>子会社が親会社の発行する新株予約権を取得することが想定されているため、取得者側の会計処理として、このような場合における「単体決算」「連結決算」それぞれにおける、会計処理・表示方法について、追加説明してはどうか。</u>	単体における処理・表示については、公開草案で示した取得者側の会計処理を行うことになる。連結における処理・表示については、・・・(別途検討)
相殺表示	複数発行の自己新株予約権を取得した際、各自己新株予約権について相殺した結果、借方・貸方双方に残高が発生することが想定される。この場合、 <u>最後に全体を相殺し、純額表示することとなるのが、相殺の考え方について追加説明願いたい。</u>	【文章表現】 公開草案では、直接控除と間接控除のいずれの方法も採用可能であることを前提とした記述になっている。したがって、公開草案のとおりとしたい。
科目	会計処理のQ2 自己新株予約権の会計処理について、株主との資本取引ではなく、新株予約権者との損益取引とのことで、 <u>消却・処分したときの差額を損益として計上するとされている。この場合には、どのような科目で処理するべきであることを明示願いたい。</u>	「自己新株予約権処分益・損」、「自己新株予約権消却益・損」を例示する方向で検討したい。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
Q3 新株予約権付社債の会計処理をどのように行うか？		
一括法適用	<p>転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理に関しては、一括法と区分法の選択を認めているが、金融商品会計意見書によると区分法が合理的であるとされているにも係らず、<u>一括法が採用される根拠について明確に記載されていない。</u></p> <p>この点に関しては、公開草案第17号(旧第1号)では、金融商品会計意見書で「転換社債」の会計処理として一括法が認められる理由を記載しており、経済的実質が同一である新株予約権付社債についても一括法を認める旨を記載している。</p> <p><u>転換社債型新株予約権付社債についても、経済的実質が転換社債と変わらないこと、実務では一括法が多いことから一括法を採用しているものと考えられるが、その点を明示すべきである</u>と考える。</p>	<p>【文章表現】</p> <p>考え方はコメントのとおりであり、一括法が採用される根拠が明らかとなる表現に修正する方向で検討したい。</p>
	<p>「Q3 新株予約権付社債の会計処理をどのように行うか？」の回答中、転換社債型新株予約権付社債の説明について、「募集要項において、社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこと」との記載があります。</p> <p><u>会社法第287条においては、新株予約権者がその有する新株予約権を行使することができなくなったときは、当該新株予約権は消滅すると規定されておりますが、新株予約権の権利行使に関する事務処理上の観点から、実務上、社債の償還に先立って新株予約権の行使期間が満了するよう、商品設計されております。このため、社債が単独で存在する期間が生じることとなり、上記の転換社債型新株予約権付社債の説明の内容を満たさなくなることとなります。</u></p> <p>つきましては、上記の転換社債型新株予約権付社債の説明について、「<u>社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこと</u>」という記載内容を、例えば、「<u>新株予約権が社債から独立して存在し得ないこと</u>」に変更していただきたく、お願い申し上げます。</p>	<p>【文章表現】</p> <p>コメントの例示の場合、「社債が単独で存在する期間」が実務対応報告の趣旨を逸脱しない限りにおいて、それを転換社債型新株予約権付社債として取り扱うことは問題ないと考えられるが、コメントどおりとした場合、その趣旨が曖昧となるおそれがあるため、公開草案のとおりとしたい。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
	<p>「Q3 新株予約権付社債の会計処理をどのように行うか?」の回答中、「新株予約権について取得事由を定めている場合には、新株予約権が取得されたときに社債も同時に償還されること、かつ、社債について繰上償還を定めている場合には、社債が繰上償還されたときに新株予約権も同時に取得されること」との記載がされております。</p> <p>このうち、前段の「新株予約権について取得事由を定めている場合には、新株予約権が取得されたときに社債も同時に償還されること」についてですが、<u>発行会社によっては、転換社債型新株予約権付社債を買い入れたのち、転換社債型新株予約権付社債として第三者に譲渡し処分するという場合もあり得ますので、例えば、「新株予約権について取得事由を定めている場合には、社債が消滅するまでに取得した新株予約権が消却されること」というように、記載内容を変更していただきたくお願い申し上げます。</u></p> <p>また、後段の「社債について繰上償還を定めている場合には、社債が繰上償還されたときに新株予約権も同時に取得されること」についてですが、<u>発行会社が自己新株予約権のみを第三者に取得させることもあり得ることから、取得のみではなく、当該新株予約権が消却(会社法第276条)され、消滅することを要件とすることが必要ではないかと考えられます。また、転換社債型新株予約権付社債の社債要項において繰上償還を定めている場合は、当該繰上償還日に先立ち、新株予約権の行使期間が終了させる例も多く、その場合は新株予約権の取得や消却ではなく、消滅するということになります。これらを勘案し、例えば、記載内容を「繰上償還されたときに新株予約権も繰上償還時までに消滅すること」に変更していただきたく、お願い申し上げます。</u></p>	<p>【文章表現】</p> <p>コメントの前段の例示については、転換社債型新株予約権の取得及びその譲渡については、「社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこと」には当たらないことは、その趣旨に鑑み、明らかと考えられる。</p> <p>また、後段の例示については、コメントのとおりであり、「消滅」に修正することとするが、実務対応報告において、あらゆるケースに対し、個別具体的に言及することは困難かつ適当ではないと考えられるので、この部分は、限定列挙ではなく、例示であることが明らかとなる表現に修正する方向で検討したい。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
	<p>社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている場合に関して、 <u>または が「募集事項に記載されている場合である。」とあるが、より趣旨を明確にする観点から「募集事項に照らして明らかな場合である。」としていただきたい。</u></p> <p>(理由)</p> <p>公開草案では社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている場合の例示が挙げられているが、この場合とは、すなわち、募集事項が または と記載されていることではなく、 または の状態にあることと考えられる。なお、会社法は、発行者が新株予約権の取得および社債の繰上償還を行うこととする場合(に該当)には募集事項にその旨を記載することを求めているが、行わないこととする場合(に該当)にはその旨を記載することまでは求めていないものと解釈される。</p>	<p>【文章表現】</p> <p>考え方はコメントのとおりであり、文意が正確に伝わるよう表現を修正する方向で検討したい。</p>
<p>新株予約権と社債の分離譲渡</p>	<p>7ページの冒頭から5行目までにおいて、<u>会社法第254条をもとに新株予約権と社債の譲渡の可能性について記載している。この箇所に記載することは、前後の文章からみて唐突な印象を受ける。</u>公開草案第17号(旧第1号)の(Q2)のように、(A)部分の冒頭に記載するのが適当と考える。</p>	<p>【文章表現】</p> <p>コメントのとおりであるが、当該記述については、単に、新株予約権付社債について、新株予約権と社債がそれぞれ単独で存在することがあり得ることを示しているだけであり、実務的には既に自明のことであるから、削除する方向で検討したい。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
<p>発行者側 - 権利行使時</p>	<p>旧商法では、従前の転換社債型新株予約権付社債について、社債の発行価額と新株予約権の行使に際して払い込む金額が同額でなければならず(旧商法第341条ノ3第2項)、また、通常の新株予約権の行使と同様に、新株予約権の発行価額と新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計が新株の発行価額とみなされるとされておりましたが、会社法では、これらの定めがなくなり、新株予約権が行使されたときに資本金又は資本金及び資本準備金に振り替える額について、発行時に一括法を採用している場合は、当該転換社債型新株予約権付社債の社債金額とされることとなっております。この場合、<u>会社法第283条(1株に満たない端数の処理)</u>に基づいて、<u>端数の部分については、切り捨てる、現金で償還する、株式時価で返済する、のいずれの方法も採り得ることとなりますが、いずれの場合においても、社債金額(発行価額)から上記 から に基づき交付された金額を控除した額が、資本金又は資本金及び資本準備金に振り替えられるものと理解しております。ついては、その旨を実務上の取扱いに明記していただきたくお願い申し上げます。</u></p>	<p>会社法第283条において、端数部分として株主に交付する額は、本来であれば株主に交付されるはずであった株式の端数部分の価値となっている。したがって、端数の存否に関わらず、一旦、全額が資本金又は資本金及び資本準備金に振り替えられ、その後、端数相当額については自己株式の消却に準じて処理することが適当と考えられる。なお、本実務対応報告では、全体のバランスを考慮し、取り扱わないこととしたい。</p>
<p>取得者側 - 権利行使時</p>	<p>転換社債型新株予約権付社債の取得者側の会計処理では、現行どおり、転換社債型新株予約権付社債の簿価は新たに交付される株式に引き継がれることから、<u>新株予約権の権利行使の際は、損益が発生しないものと理解しております。ついては、その旨を実務上の取扱いに明記していただきたくお願い申し上げます。</u></p> <p>併せて、<u>強制転換タイプの転換社債型新株予約権付社債につきましても、権利行使の際は、同様に、損益が発生しないものと理解しておりますので、これについても、その旨を実務上の取扱いに明記していただきたくお願い申し上げます。</u></p>	<p>まず、権利行使時の取得者側の会計処理については、追記する方向で検討したい。</p> <p>また、強制転換タイプについても、権利行使時の処理は、通常どおりと考えられるが、実務対応報告において、あらゆるケースに対し、個別具体的に言及することは困難かつ適当ではないと考えられるので、公開草案のとおりとしたい。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
Q4 社債と新株予約権を同時に募集し、かつ、両者を同時に割り当てる場合（以前の分離型新株引受権付社債と同様の場合）、当該社債及び新株予約権の会計処理をどのように行うか？		
区分法・一括法の適用対象(Q4)	3行目「・・・発行時において両者は実質的に一体のものともみられるため、」の後に、「個々の払込額をいったん合計し、その経済的実質が同一である」を入れると文脈のつながりが良くなるものと考ええる。 <u>この部分の主旨は、社債証券と新株予約権証券を別々に発行したとしても、実態は新株予約権付社債と同じなので、それぞれの払込金額をいったん合計した上で、あらためて区分法により金額を分ける処理を行う、というものだと考えられるためその点を明確にすべきである。</u>	【文章表現】 考え方はコメントのとおりであり、文意が正確に伝わるよう表現を修正する方向で検討したい。
Q5 外貨建転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理をどのように行うか？		
振当処理(Q5)	会計処理Q5及び設例2で「 <u>会社法に基づき発行された外貨建転換社債型新株予約権付社債・・・</u> 」について振当処理及び、 <u>為替のヘッジ(公正価値ヘッジ)</u> について再考、検討をお願いしたい。	外貨建基準との関係で、外貨建転換社債型新株予約権付社債の換算方法を変更することによる帰結であり、また、換算方法の変更については、主として、会社法(第284条第1項)における考え方の明示によるものであることから、公開草案のとおりとしたい。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
Q6 本実務対応報告が適用される「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債」とはどのようなものか？		
適用対象 (Q6)	<p>実務対応報告公開草案第16号の表題になっている用語の意義は、<u>Q6(本実務対応報告が適用される「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債」とはどのようなものか)</u>ではなく、冒頭又は<u>Q1において、意義・適用範囲等として記載すべきである。実務対応報告公開草案第17号についても同様である。</u></p> <p>(理由)</p> <p>実務対応報告公開草案第16号、第17号ともほぼ同じ順番で質問項目(Q1新株予約権の会計処理をどのように行うか)が出てくるが、冒頭又はQ1で意義及び各実務対応報告の適用対象の確認をしておかないと、実務上の無用な混同や誤解を招く恐れがあるためである。</p>	<p>【文章表現】</p> <p>適用対象の概略については、「目的」の部分で説明しているので、公開草案のとおりとしたい。</p>
その他		
会計方針の変更	<p>本実務対応報告の適用は、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準(案)」の適用等、他の新会計基準の適用と複合的に関連した形で、会計方針の変更として取り扱われることになると思われる。実務上の混乱を避けるため、<u>本実務対応報告上で「会計方針の変更」に関する取扱を明示してもらいたい。</u></p>	<p>本実務対応報告には、「会計方針の変更」に該当する部分と、そうではない部分が並存しているため、一律に定めることは困難である。したがって、「公表にあたって」において、整理する方向で検討したい。</p>
株式無償割当て	<p>会社法では、新たに、<u>株式無償割当てに関する規定が創設されたところ</u>であります。この割当て時における発行会社側及び取得者側の会計上の処理の考え方について、<u>教えていただきたくお願い申し上げます。</u></p>	<p>株式の無償割当ての会計処理については、本実務対応報告の適用範囲としていない。なお、発行者側の会計処理については、自己株式等に関する会計基準の適用指針において触れられている。また、取得者側の会計処理については、金融商品会計基準等の定めに従うことになると考えられる。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
種類株式	<p>旧商法において認められていた種類株式のうち、義務償還（買受）株式（商法第 222 条第 1 項第 3 号又は 4 号）が取得請求権付株式（会社法第 108 条第 1 項第 5 号）のうち取得の対価を現金とするもの、転換予約権付株式（商法第 222 条ノ 2）が取得請求権付株式（会社法第 108 条第 1 項第 5 号）のうち取得の対価を株式とするもの、強制償還（買受）株式（商法第 222 条第 1 項第 3 号又は第 4 号）が取得条項付株式（会社法第 108 条第 1 項第 6 号）のうち現金を対価とするもの、強制転換条項付株式（商法第 222 条ノ 8）が取得条項付株式（会社法第 108 条第 1 項第 6 号）のうち株式を対価とするもの、とそれぞれ置き換えられておりますが、<u>発行会社側及び取得者側の会計処理はそれぞれ従来どおりと理解しておりますので、その旨を明確にさせていただきたくお願い申し上げます。</u></p>	<p>コメントに掲載されている種類株式の会計処理については、本実務対応報告の適用範囲としていない。なお、種類株式について、名称のみの変更で経済的実質が同一ということであれば、会計処理は従来どおりと考えられる。</p>
実務対応報告公開草案第 17 号「商法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い（案）」		
<p>転換社債との同一性 (Q2 2(2))</p>	<p><u>代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債の経済的実質が以前の転換社債と同一であると</u> <u>考えられるための条件</u>である、社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている場合に関して、<u>または が「社債要項等に記載されている必要がある。」とあるが、より趣旨を明確にする観点から「社債要項等に照らして明らかである必要がある。」としていただきたい。</u></p> <p>(理由)</p> <p>公開草案では社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている場合の例示が挙げられているが、この場合とは、すなわち、社債要項等が <u>または</u> と記載されることなく、<u>または</u> の状態にあることと考えられる。なお、商法は、発行者が新株予約権の取得および社債の繰上償還を行うこととする場合(に該当)には社債要項等にその旨を記載することを求めているが、行わないこととする場合(に該当)にはその旨を記載することまでは求めているものと解釈される。</p>	<p>【文章表現】</p> <p>考え方はコメントのとおりであり、文意が正確に伝わるよう表現を修正する方向で検討したい。</p>

審議資料(6) - 1

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
自己新株予約権	<p>実務対応報告公開草案第 16 号では、自己新株予約権の会計処理を定めている。但し当第 17 号では自己新株予約権の会計処理は定められていないため、明確にした方がよいと思われま</p>	<p>自己新株予約権は会社法において新たに明示されたものであり、また、会社法施行日前に発行の決議のあった旧商法による新株予約権を取得した場合は、実務対応報告公開草案第 16 号を適用することが、同公開草案において明確になっているので、公開草案のとおりとしたい。</p>
形式	<p>会社法施行日前に旧商法に基づいて発行決議のあった外貨建転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理は、実務対応報告公開草案第 17 号とは別に現行の実務対応報告第 11 号に定められている。今回実務対応報告第 1 号「新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」に所要の改正を行った上で実務対応報告公開草案第 17 号にするとされており、実務対応報告第 11 号は今回の見直しには入っていないため、会計処理の適用時に実務対応報告第 17 号、第 11 号のいずれを適用するかに関して実務上の混乱を生じる懸念があるためである。</p>	<p>公開草案第 17 号は、実務対応報告第 11 号の改正であり、実務対応報告第 11 号の適用範囲と重複する定めは含まれていない。したがって、公開草案のとおりとしたい。</p>